

自動車等の近接排気音に関する交通指導取締りについて

[平成13年9月28日 通達(交指)第51号]

(概要)

本通達は、道路運送車両の保安基準に基づく自動車等の騒音規制に適合しない整備不良車両に関する指導取締りについて示したものである。

その内容については、

- 騒音規制に係る保安基準の改正経緯及び概要
- 近接排気騒音指導取締りに当たっての運用方針及び留意事項

である。